

## 【地域福祉計画・障害者計画等】

「第3回潮来市地域福祉・障害者（児）計画策定に関する合同会議」を経て了承された計画の素案については、市民の皆さまからいただいたご意見や本市の現状を踏まえ、誰もが笑顔で暮らせる地域共生社会の実現のため、より良い計画策定に向け取り組んでまいります。

計画素案や合同会議議事録等につきましては、市ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。



第3回地域福祉・障害者(児)計画策定合同会議の様子(12月21日(木))

- ・第3次潮来市地域福祉・第3期地域福祉活動計画
- ・第4次潮来市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 等



市ホームページ

【お問合せ】 社会福祉課 社会福祉グループ ☎63-1111 内線397

## 市区町村の窓口での

# 戸籍の証明書の請求が便利になります

令和6年3月1日から、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになります(広域交付)。

**どこでも** 本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口にご請求できます。

**まとめて** ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にごまとめて請求できます。  
※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍は請求できません。

### 戸籍証明書等を請求できる方

- ・本人
- ・配偶者※
- ・父母、祖父母など(直系尊属)
- ・子、孫など(直系卑属)

※死亡した夫または妻の戸籍を配偶者が請求する場合、婚姻後の戸籍のみ広域交付をご利用いただけます。



きょうだいの戸籍証明書等は請求できません。

○上記の方が市区町村の窓口にお越しになって請求する必要があります(郵送や代理人による請求は不可)。

○窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。

令和6年  
3月1日  
から

市区町村の窓口での  
**戸籍の証明書  
の請求が便利  
になります**

**1** どこでも  
本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口にご請求できます!

**2** まとめて  
ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にごまとめて請求できます!

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減  
令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。  
戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

制度の詳細はこちらで確認できます。  
法務省 戸籍法改正 検索 法務省HP

法務省民事局

【お問合せ】 市民課 市民グループ ☎63-1111 内線113